

規格仕様書

1 品名、規格 岡山県備中県民局庁舎暖房用灯油（J I S 1号）

2 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日

3 購入予定数量

28,800リットル

上記の購入数量は、予定数量であり、達しない場合もある。

4 検査

納入の際は、タンクローリー車の積載数量を総務課係員が確認の上、岡山県備中県民局庁舎敷地内で保管している保管用容器（20リットル容器 30個）に給油する。また、給油時は、係員の指示に従い、完了後は係員に納品書を交付すること。

5 代金の請求及び支払

単価契約とし、納入業者は毎月1日から末日までの納入数量に対する代金を計算し（1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。）、所定の手続に従って請求すること。

岡山県は、適正な請求書を受理したときは、その日から30日以内に代金を支払う。

6 その他

岡山県備中県民局庁舎敷地内で保管している、保管用容器への給油は、1回あたり600リットル（20リットル容器 30個）を予定しているが、時期により消費量が異なることから、1回の給油量については、総務課の係員からの連絡により納入すること。

また、保管用容器の給油口とタンクローリー車との接続ホースは、納入業者において用意すること。

7 納入時における災害対策について

給油作業中に漏油が発生した場合、直ちに吐出弁又は緊急遮断弁を閉めて作業を中止し、係員に連絡を行うこと。

二次災害を防ぐため、消火器、吸着マット、砂等の器材を使用し発火を防ぐとともに油の流出・拡散の防止に努めること。

なお、油を含んだ吸着マット及び砂等の処分は、納入業者において法的に適正な処理を行うこと。

また、早急に原因を究明し報告を行うこと。

8 契約単価の変更

契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、協議の上、契約単価の変更を行うことができるものとするが、変更条件等は原則として次のとおりとする。

(1) 価格の基準資料

経済産業省資源エネルギー庁のホームページで公表される石油製品価格調査の「1. 給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油）」の配達灯油 岡山県価格を1リットルあたりに換算した額（以下「調査価格」という。）を基準とする。なお、調査価格は小数点3位以下切捨てとする。

(2) 契約変更の要件

以下に挙げる場合には、当初契約単価の変更を行う。

1 1月5日火曜日の調査価格を基準とし、12月以降の第1月曜（原則）の調査価格に1円以上(税込)の変動が生じたとき。

(3) 変更する単価の決定

上記（2）の変動額により、契約単価（税込）を加減する。

(4) 変更後の契約単価を適用する時期

1円以上の変動があった週の調査価格公表日（原則月曜日の2日後）以後に納入したものから適用する。

(5) 当初契約単価の変更を行った後の取扱い

単価変更を行った週の調査価格を基準とするほかは、上記と同様にする。